

1. 女性の就業形態を軸としたモデルに基づく少子化対策効果の分析

増田幹人

はじめに

今年度の本研究内容の特徴は、女性の就業形態を軸として昨年度の連立方程式モデルを拡充させ、それに基づき少子化対策の効果を数量的に示すことにある。今年度の研究では昨年度と同様に、狭義の少子化対策と広義の少子化対策を取り上げるが、現在わが国ではより幅広い視点に立った少子化対策が求められていることを受け、政策変数も昨年度より数を増やしている。

狭義の少子化対策としては、保育所定員数（現物給付）、児童・家族関係給付費（現金給付）の増加を取り上げる。そして広義の少子化対策としては、パートタイム労働者の正社員化のような不安定就労の解消と、正規就業と非正規就業間における賃金格差の解消、すなわち同一賃金同一労働の達成を取り上げる。これらを具体的な変数として設定する際には、それぞれ女子非正規就業率、女子非正規賃金を用いる。このように少子化対策変数を拡充することにより、政策効果分析もより説得力が増すものと考えられる。

1. モデルの構造

1.1 女子就業形態の変化が結婚・出生に及ぼす影響

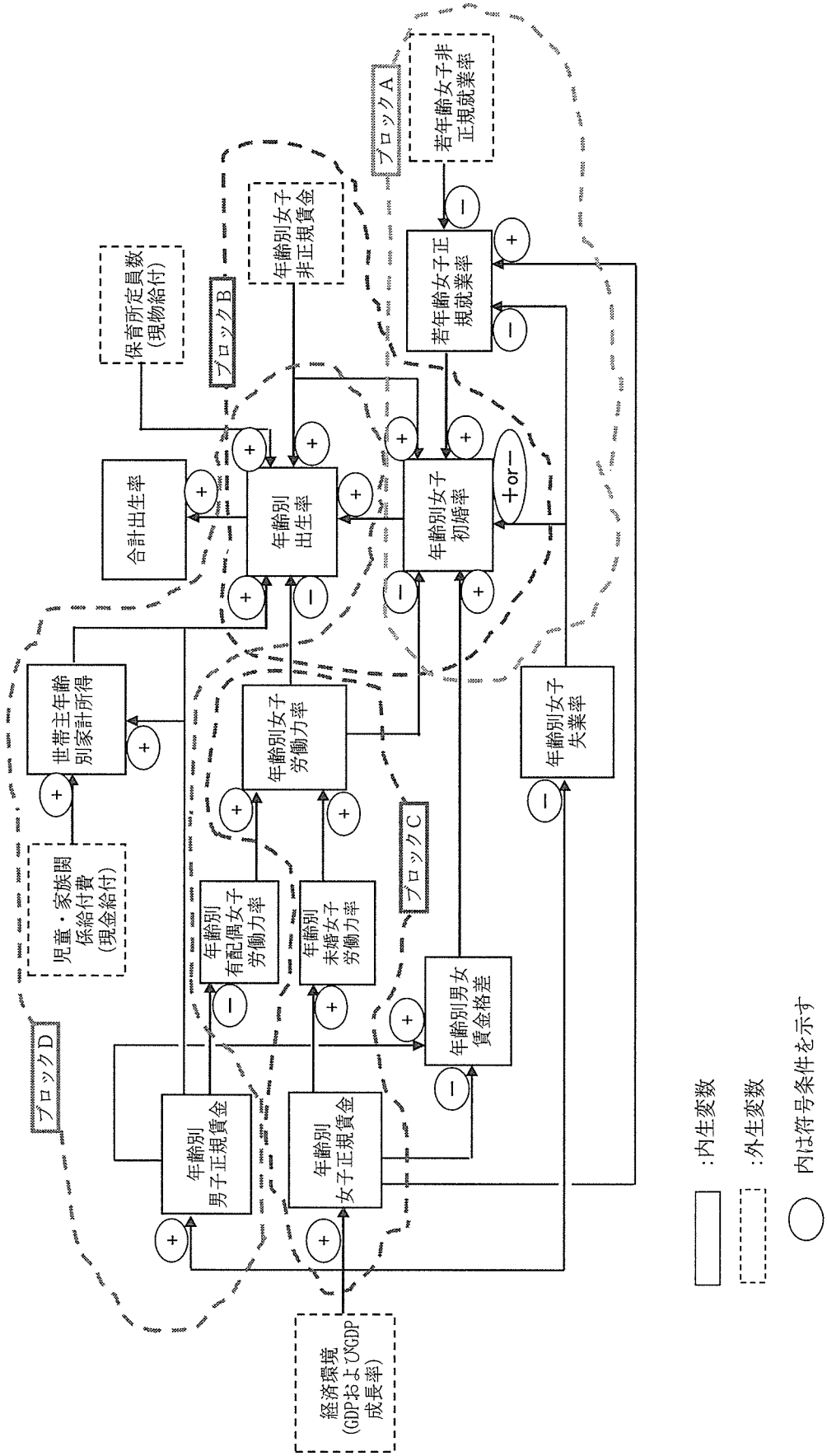
図1はモデルの大まかな全体構造を、各変数の符号条件とともに図式化したものである。またここにおいて、主な変数間の関係についてはブロックとして点線で囲ってある。このモデルは41の内生変数（方程式）と10の外生変数によって構成されており、扱う人口および他の変数についての対象年齢は15歳から39歳までであり、必要かつ可能な場合、それぞれを5歳の年齢階級に分けることとした。推定対象期間は1975年から2004年までであるが、すべての変数が揃うのは1984年から2004年までとなる。

冒頭で示したように、本研究におけるモデルは女性の就業形態を軸としている。今日、若者の不安定就労問題はフリーター問題として顕在化しているが、不安定就労が増加するほど、結婚、延いては出生が遅れるという分析結果がある（樋口・酒井 2003, 2005）。したがって、パート労働者の正社員化のように不安定就労が解消されれば、結婚・出生は促進されると考えられる。本研究ではこの仮説に立脚し、若年齢女子非正規就業率（20歳から29歳）を不安定就労の代理変数とし、これが若年齢女子正規就業率を通じて年齢別女子初婚率に影響を及ぼすように定式化している¹。非正規就業率は政策変数として設定しているが、これが低下するほど正規就業率は上昇し、その結果初婚率は上昇すると考えることができるので、ここにおいて不安定就労の解消が初婚率を押し上げる政策効果を見ることができる。これらの変数間の関係は、図1のブロックAが示している。

また、雇用状態が不安定であるほど結婚・出生が遅れるという仮説に基づけば、非正規就業者が正規就業者に移行しなくても、雇用制度が弾力化することにより、非正規就業そ

¹ 非正規就業率とは、労働力人口に占める週労働時間が34時間以下である短時間就業者の割合のことで、正規就業率とは、労働力人口に占める週労働時間が35時間以上である就業者の割合のことである。

図1 モデルの全体構造



のものが所得の面から安定したものとなれば、雇用は安定し、結婚や出生は増えるものと考えられる。また、非正規就業が安定的なものとなれば、比較的容易に再就職でき、かつ所得面から見て安定した職が存在しているという安心感から、一端仕事を辞めて出産・子育てをしても良いと思う女性を増加させ、出生を上昇させるとも考えられる。したがって、所得面において正規就業者と非正規就業者との間で格差があまり存在しなくなり、同一賃金同一労働がある程度まで達成され、非正規就業が所得面で安定してくれば、結婚・出生は上昇すると考えることができる。本研究では、年齢別女子非正規賃金²を同一賃金同一労働の達成度合の代理変数とし、これが年齢別女子初婚率や年齢別出生率に影響を及ぼすように定式化している。非正規賃金は政策変数として設定されているが、この上昇は初婚率や出生率を上昇させると考えることができるので、ここにおいて同一賃金同一労働の達成がこれらを上昇させる政策効果を見ることができる。これらの変数間の関係は、図1のブロックBが示している。以上の二つの政策は、広義の少子化対策、すなわち労働政策である。

非正規就業率と非正規賃金は、政策を反映する変数である一方、経済環境にも影響を受けるという性質を持っている。したがって、これらを内生変数として設定した方が理論的観点から見てより望ましいと考えられるが、本研究の第一義的な目的が政策効果分析であるため、あえて外生変数として設定している。この定式化は、理論的観点からすると望ましくない面もあるが、政策効果分析としてはより説得力を増すものと考えられる。

また、初婚率、出生率の説明変数には年齢別女子労働力率も加えてある。この上昇は結婚、出生を遅らせると考えられているが、この原因の一つとして機会費用の上昇を考慮することができる。本研究では、年齢別女子正規賃金³（以下女子賃金）を機会費用の代理変数としている。通常女子賃金は全体の労働力率に直接影響を及ぼすように定式化されるが、ここでは年齢別配偶関係別女子労働力率もモデルに加え、女子賃金はこれらのうちの未婚労働力率に影響を及ぼし、これを通じて全体の労働力率に影響を及ぼすように定式化している。これらの変数間の関係は、図1のブロックCが示している。

未婚労働力率と同様に、有配偶労働力率も全体の労働力率の構成要素であるため、この上昇は全体の労働力率を押し上げるように作用する。したがって、有配偶労働力率の上昇も出生を押し下げるように作用すると考えられるが、本研究ではこの背景にある要因を、機会費用の上昇ではなく年齢別男子正規賃金（以下男子賃金）の低下であると考えた。これは、ダグラス＝有沢の法則が示すように、結婚している女性にとって、夫である男性の所得水準が高い程働く動因が低くなるということを示す。したがって、男子賃金を有配偶女子労働力率の説明変数として設定し、男子賃金の上昇が有配偶女子労働力率を低下させるように定式化した。なお、配偶関係別労働力率としては、未婚労働力率、有配偶労働力率の他に、離死別労働力率もある。本研究では未婚労働力率と有配偶労働力率しか用いていないが、これは離死別労働力率の値が非常に小さいためである。

² 非正規賃金とは、賃金センサスにおけるパートタイム労働者の賃金のことである。これは、本研究において用いている非正規就業者とは異なり、各企業の自己申告に基づく、1日の所定労働時間が短い、もしくは1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者のことを指す。

³ 正規賃金とは、賃金センサスにおける一般労働者の賃金のことである。これは、本研究において用いている正規就業者とは異なり、パートタイム労働者よりも1日の所定労働時間が長い、もしくは1週の所定労働日数が多い労働者のことを指す。

1.2 結婚・出生に及ぼす他の変数の影響

家計所得や男子賃金の上昇は、出生率を上昇させる所得効果を及ぼす⁴。したがって、出生率の説明変数として世帯主年齢別家計所得、男子賃金を加えている。そして家計所得は、児童・家族関係給付費、男子賃金に影響を受けるように定式化されている。これらの所得効果は、図1のブロックDが示している。

本研究において児童・家族関係給付費は、現金給付として狭義の少子化対策変数に設定されている。これは、あくまで少子化対策の現金給付を反映させるため、児童福祉サービス、児童扶養手当等に関する支出は除いてあり、児童手当、育児休業給付、出産関係費の和を0-4歳人口で除したものである。児童・家族関係給付費の増大は、出産・子育ての直接費用を減じる政策として捉えることができ、現金給付の増加として家計所得を増やし、その結果出生率を上昇させる。

また、保育所定員数も、狭義の少子化対策変数として出生率の説明変数に加えられている。具体的には、0-4歳人口当たりの保育所定員数のことであり、この増大は現物給付の増加として直接的に出生率を上昇させるように作用する。これは保育政策の一環であり、女性の就業と出産・育児の両立を促進させる政策、すなわち出産・育児の間接費用（機会費用）を減じる政策として捉えることができる。

また、初婚率の他の説明変数としては、男女賃金格差、女子失業率、過去の結婚履歴（晩婚化）も組み入れられている。まず、男女賃金格差は、比較優位に基づく分業の利益によって説明される（Becker 1973）。これによれば、男女賃金格差が大きいほど、比較優位の原理から結婚は促進されることになる。女子失業率については複雑である。例えば樋口・阿部（1999）によれば、失業率の上昇は、女性にとって結婚による労働市場からの退出を躊躇させるため、結婚を遅らせることになる。一方加藤（2002）によれば、失業率の上昇は女性の雇用機会を狭め、また既に職に就いている女性に対する退職圧力を強めることなどによって女子初婚率を高めることになる。このように失業率が初婚率に及ぼす影響には両側面存在しており、年齢階級によって異なる場合もあり得る。過去の結婚履歴とは、晩婚化を考慮に入れるためのもので、初婚率の当該コーホートのラグのことである。

また、出生率の決定要因として最も重要なものは初婚率である。わが国では、いまだ出生のほとんどが結婚行動を通じて行われており、婚外子の割合は1999年では1.55%というように極めて小さなものである。しかしこの定式化には注意を要する。すなわち、初婚と第1子出生との間にはラグが存在しているからである。人口動態統計によると、初婚からだいたい3年のうちには第1子出生を完了しているので、3年をラグとしてとれば十分である。したがって、当該年の出生率に対応する女子初婚率は、過去3年間の当該コーホートの女子初婚率を、加重平均を行うことにより求めた。

合計出生率（以下TFR）は、20歳から39歳までの出生率を足し合わせたものと関数関係があると定式化されている。本来ならば、15-19歳、および40歳以上の出生率も考慮に入れなければならないが、これらの割合は非常に小さなものであるため、対象となっている年齢階級だけで十分だと考えられる。

また、図1の符号条件が示しているように、経済環境が改善すると諸変数は影響を受け

⁴ただし、出生順位別に見ると家計所得の効果は異なるものとなる。出生順位を考慮に入れて出生率の将来シミュレーション分析を行い、この点を示したものとしては、増田（2006a, 2006b）がある。

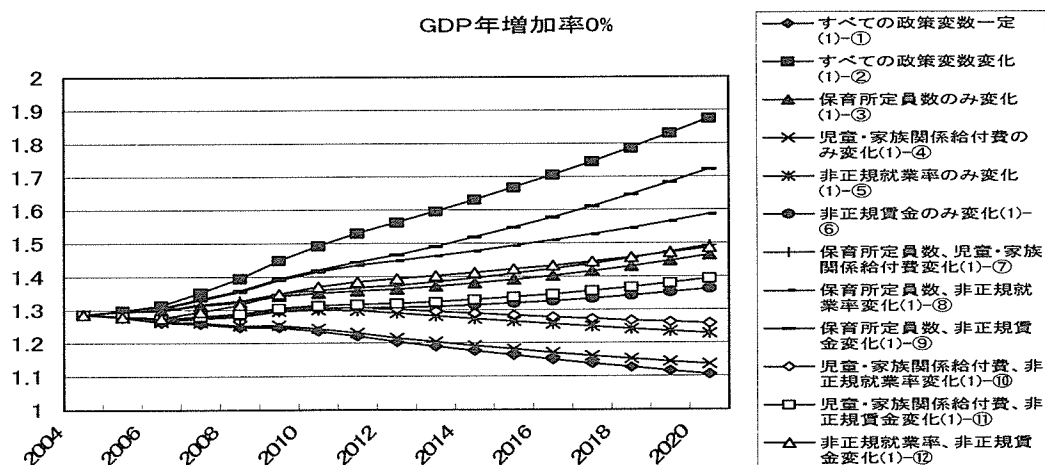
表1 TFRの将来シミュレーション結果(2020年)

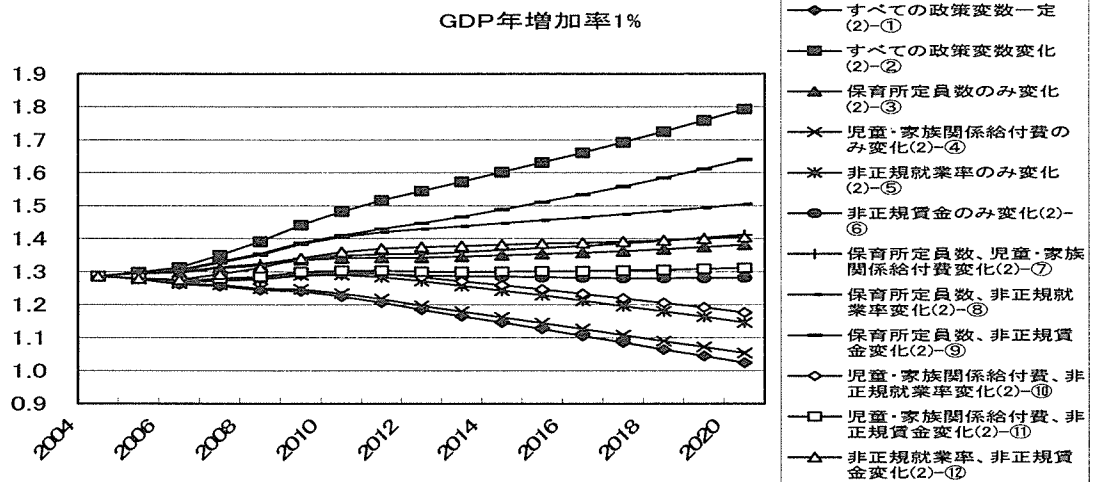
	GDP年増加率 0% (1)	GDP年増加率 1% (2)	GDP年増加率 2% (3)
政策変数すべて一定①	1.105	1.024	0.931
政策変数すべて変化②	1.875	1.793	1.701
個別政策のみ変化の場合			
保育所定員数のみ変化③	1.464	1.382	1.289
児童・家族関係給付費④	1.136	1.054	0.961
非正規就業率変化⑤	1.228	1.147	1.054
非正規賃金のみ変化⑥	1.363	1.282	1.189
二つの変数の組み合わせ			
保育所定員数、児童・家族関係給付費変化⑦	1.494	1.412	1.320
保育所定員数、非正規就業率変化⑧	1.587	1.505	1.413
保育所定員数、非正規賃金変化⑨	1.722	1.640	1.548
児童・家族関係給付費、非正規就業率変化⑩	1.259	1.177	1.084
児童・家族関係給付費、非正規賃金変化⑪	1.394	1.312	1.220
非正規就業率、非正規賃金変化⑫	1.486	1.405	1.312

注：政策変数が変化する場合、非正規賃金、保育所定員数、児童・家族関係給付費は年率3%で上昇し、非正規就業率は年率3%で低下することを仮定している。

表中の網かけ太字は2020年までにTFRが上昇したものを示す。

図2 TFRの将来シミュレーション結果





るが、経済環境の改善は結果として初婚・出生に対して正と負といった二つの影響を及ぼすことになる。シミュレーション結果は、シナリオの動きやシナリオ間の比較により、これら正と負の効果のうちどちらが大きいかを明らかにすることができる。

ここで推定を行うに際し使用したデータを簡単に示しておく。出生、初婚については厚生労働省「人口動態統計」、労働市場関係については総務省「労働力調査年報」を使用した。家計所得、賃金についてはそれぞれ、総務省「家計調査年報」、厚生労働省「賃金センサス」を使用した。また、保育所定員数は「厚生労働白書」、児童・家族関係給付費は国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」から用いている。また、経済データはすべて内閣府「国民経済計算」を使用しており、データによっては実質化を行っているが、これには「消費者物価指数」を用いている。

2. 将来シミュレーションと政策効果

先に示したように、TFRの将来シミュレーションは推定されたモデル⁵に基づいて行なわれる。シミュレーション期間は、2005年から2020年までである。表1は、GDPが年率0%、

⁵モデルの推定は通常のOLSで行っている。

1%、2%で増加するという三つのシナリオと、四つの政策変数が変化する12のシナリオとの組み合わせをクロス表として提示し、2020年におけるTFRの値を示したものであり、合計36のシナリオが設定されている。各シナリオにおいて示されるものはあくまで仮定値である。また図2は、これらのシナリオに基づいた予測値の時系列の動きを示したものである。シナリオにおいて政策変数が変化する場合、保育所定員数、非正規賃金、児童・家族関係給付費は年率3%で上昇、非正規就業率は年率3%で低下することが仮定されており、これらの変化は初婚率、出生率を押し上げるように作用する。また、シナリオの中には、個別の政策変数を変化させた場合とともに、二つの政策変数を組み合わせて変化させた場合も設定しており、どの政策の組み合わせが最も効果的かも数量的に明らかにできる。

現在わが国で実施されている少子化対策は、主に保育政策、経済的支援策、労働政策に分けることができるが（池本 2006）、本研究ではこれらの政策すべてを対象としている。狭義の少子化対策である保育所定員数と児童・家族関係給付費の増加は、それぞれ保育政策、経済的支援策に該当し、広義の少子化対策である非正規賃金の上昇や非正規就業率の低下は労働政策に該当する。これらの政策変数が変化した際の効果を数量的に提示することにより、幅広く政策効果を示すことができる。

それではシミュレーション結果を示す。まず図2から、すべての政策変数が一定となっているシナリオ(1)-①、(2)-①、(3)-①については、低下傾向を示していることが分かる。また表1から、GDPが増加しているシナリオ(2)-①と(3)-①を比較してみると、2020年において、GDP増加率が高い(3)-①の方がTFRは低くなっている。このことは、時系列で見た場合、先に示した経済環境の及ぼす負の効果が正の効果を上回っていることを示している。したがってこれらの結果は、現在の社会経済構造において少子化関連施策が実施されなければ、高い機会費用のために、出生率は持続的な低下を続けることを意味している。

図2、表1から、政策変数を個別に変化させたシナリオについて見てみると、時系列でTFRが上昇しているものはほとんどない。上昇を示しているのは、保育所定員数と非正規賃金に変化するシナリオ(1)-③、(1)-⑥、(2)-③のみである。ただしここで注意せねばならぬことは、時系列で上昇傾向を示さなかったということは、その政策効果が全くなかったということではなく、時系列でTFRを押し上げる程度の力がなかったということである。実際、2020年のTFRの値について、政策変数がすべて一定のシナリオと変化するシナリオとを比較してみると、どの場合でも変化するシナリオの方がTFRの値は大きくなっている。個別の政策変数の効果を序列として示してみると、1保育所定員数、2非正規賃金、3非正規就業率、4児童・家族関係給付費という順になっている。

また図2、表1から、二つのシナリオを組み合わせた場合の効果を見てみると、上昇するシナリオはかなり見られる。児童・家族関係給付費と非正規就業率を組み合わせた(1)-⑩、(2)-⑩、(3)-⑩と、児童・家族関係給付費と非正規賃金を組み合わせた(3)-⑪以外のシナリオではだいたい時系列で上昇傾向を示している。二つの政策変数を組み合わせた場合の政策効果の序列を見てみると、1保育所定員数と非正規賃金、2保育所定員数と非正規就業率、3保育所定員数と児童・家族関係給付費、4非正規賃金と非正規就業率、5非正規賃金と児童・家族関係給付費、6非正規就業率と児童・家族関係給付費という順になっている。

また図2、表1からすべての政策変数が変化したシナリオ(1)-②、(2)-②、(3)-②を見

ると、どの GDP 増加率仮定でも TFR は時系列で上昇しており、置換水準にまでは到達しないまでも、TFR はかなりの程度まで回復することが示されている。したがってこの結果から、幅広い視点に立ち、包括的に少子化対策を実施することは効果的であることが示唆される。

おわりに

本研究では、少子化対策を幅広くモデルに組み入れ、将来シミュレーションを通じてその効果を数量的に明らかにした。現在わが国において実施されている少子化対策は、主に保育政策、経済的支援策、労働政策の三つに分けることができるが、本研究においてモデルに組み入れた少子化対策は、これらのすべてを対象としている。具体的には、狭義の少子化対策として、保育所定員数（現物給付）の増加と児童・家族関係給付費（現金給付）の増大、広義の少子化対策としては、女子非正規就業率の低下、女子非正規賃金の上昇といった四つの政策をモデルに組み入れた。

すべての政策変数を変化させた場合、2020 年における TFR は、置換水準には到達しないまでも、かなりの程度まで回復することが示された。この結果は、幅広い視点に立ち、包括的に少子化対策を実施することが効果的であることを示唆している。本研究結果はまた、狭義の少子化対策のみならず、ワークライフバランスを軸とした労働政策も少子化対策として有用であることを示している。ただしここで注意せねばならぬことは、どのシナリオにおいても政策変数が変化する場合、すべて一律に年率 3%で変化しているということである。この年増加率は、児童・家族関係給付費を除くと、諸政策変数の過去における趨勢と比べて高い値である。したがって、包括的に少子化対策を実施すれば TFR がある程度まで回復するといっても、強力に押し進めなければならないことを本研究は示唆している。

付録：方程式一覧

20-24 歳未婚女子労働力率 = f {20-24 歳女子正規賃金 (+)}

25-29 歳未婚女子労働力率 = f {25-29 歳女子正規賃金 (+), 25-29 歳未婚女子労働力率 1 期前ラグ (+)}

30-34 歳未婚女子労働力率 = f {30-34 歳女子正規賃金 (+), 30-34 歳未婚女子労働力率 1 期前ラグ (+)}

35-39 歳未婚女子労働力率 = f {35-39 歳女子正規賃金 (+), 35-39 歳未婚女子労働力率 1 期前ラグ (+)}

20-24 歳有配偶女子労働力率 = f {20-24 歳男子正規賃金 (-)}

25-29 歳有配偶女子労働力率 = f {25-29 歳男子正規賃金 (-), 25-29 歳有配偶女子労働力率 1 期前ラグ (+)}

30-34 歳有配偶女子労働力率 = f {30-34 歳男子正規賃金 (-), 30-34 歳有配偶女子労働力率 1 期前ラグ (+)}

35-39 歳有配偶女子労働力率 = f {35-39 歳男子正規賃金 (-), 35-39 歳有配偶女子労働力率 1 期前ラグ (+)}

20-24 歳女子労働力率 = f {20-24 歳未婚女子労働力率 (+), 20-24 歳有配偶女子労働力率 (+)}

25-29 歳女子労働力率 = f {25-29 歳未婚女子労働力率 (+), 25-29 歳有配偶女子労働力率 (+)}

30-34 歳女子労働力率 = f {30-34 歳未婚女子労働力率 (+), 30-34 歳有配偶女子労働力率 (+)}

35-39 歳女子労働力率 = f {35-39 歳未婚女子労働力率 (+), 35-39 歳有配偶女子労働力率 (+)}

20-24 歳女子正規就業率 = f {20-24 歳女子非正規就業率 (-), 20-24 歳女子失業率 (-), 20-24 歳女子正規賃金 (+), 20-24 歳女子正規就業率 1 期前ラグ (+)}

25-29 歳女子正規就業率 = f {25-29 歳女子非正規就業率 (-), 25-29 歳女子失業率 (-), 25-29 歳女子正規賃金 (+), 25-29 歳女子正規就業率 1 期前ラグ (+)}

20-24 歳女子正規賃金 = f {GDP (+), 20-24 歳女子正規賃金 1 期前ラグ (+)}

25-29 歳女子正規賃金 = f {GDP (+), 25-29 歳女子正規賃金 1 期前ラグ (+)}

30-34 歳女子正規賃金 = f {GDP (+), 30-34 歳女子正規賃金 1 期前ラグ (+)}

35-39 歳女子正規賃金 = f {GDP (+), 35-39 歳女子正規賃金 1 期前ラグ (+)}

20-24 歳男女賃金格差 = f {20-24 歳女子正規賃金 (-), 20-24 歳男子正規賃金 (+)}

20-24 歳男子正規賃金 = f {GDP (+), 20-24 歳男子正規賃金 1 期前ラグ (+)}

25-29 歳男子正規賃金 = f {GDP (+), 25-29 歳男子正規賃金 1 期前ラグ (+)}

30-34 歳男子正規賃金 = f {GDP (+), 30-34 歳男子正規賃金 1 期前ラグ (+)}

35-39 歳男子正規賃金 = f {GDP (+), 35-39 歳男子正規賃金 1 期前ラグ (+)}

15-19 歳女子失業率 = f {GDP 対前年比 (-), 15-19 歳女子失業率 1 期前ラグ (+)}

20-24 歳女子失業率 = f {GDP 対前年比 (-), 20-24 歳女子失業率 1 期前ラグ (+)}

25-29 歳女子失業率 = f {GDP 対前年比 (-), 25-29 歳女子失業率 1 期前ラグ (+)}

30-34 歳女子失業率 = f {GDP 対前年比 (-), 30-34 歳女子失業率 1 期前ラグ (+)}

35-39 歳女子失業率 = f {GDP 対前年比 (-), 35-39 歳女子失業率 1 期前ラグ (+)}

世帯主-24 歳家計所得 = f {児童・家族関係給付費 (+), 20-24 歳男子正規賃金 (+), 世帯主-24 歳家計所得 1 期前ラグ (+)}

世帯主 30-34 歳家計所得 = f {児童・家族関係給付費 (+), 30-34 歳男子正規賃金 (+), 世帯主 30-34 歳家計所得 1 期前ラグ (+)}

世帯主 35-39 歳家計所得 = f {児童・家族関係給付費 (+)}

20-24 歳出生率 = f {20-24 歳女子労働力率 (-), 1-3 年前女子初婚率 (+), 世帯主-24 歳家計所得 (+), 20-24 歳女子非正規賃金 (+), 20-24 歳男子正規賃金 (+)}

25-29 歳出生率 = f {25-29 歳女子労働力率 (-), 1-3 年前女子初婚率 (+), 保育所定員数 (+)}

30-34 歳出生率 = f {30-34 歳女子労働力率 (-), 1-3 年前女子初婚率 (+), 世帯主 30-34 歳家計所得 (+)}

35-39 歳出生率 = f {35-39 歳女子労働力率 (-), 1-3 年前女子初婚率 (+), 世帯主 35-39 歳家計所得 (+), 35-39 歳女子非正規賃金 (+), 35-39 歳男子正規賃金 (+)}

合計出生率 = f {20-39 歳出生率 (+)}

15-19 歳女子初婚率 = f {1-4 年前女子初婚率 (+), 15-19 歳女子失業率 (+)}

20-24 歳女子初婚率 = f {20-24 歳女子失業率 (+), 20-24 歳男女賃金格差 (+), 20-24

歳女子正規就業率 (+), 20-24 歳女子労働力率 (-)}

25-29 歳女子初婚率 = f {過去の結婚履歴 (-), 25-29 歳女子正規就業率 (+), 25-29 歳女子労働力率 (-), 25-29 歳女子失業率 (-), 25-29 歳女子非正規賃金 (+)}

30-34 歳女子初婚率 = f {30-34 歳女子失業率 (+), 過去の結婚履歴 (-), 30-34 歳女子労働力率 (-), 30-34 歳女子非正規賃金 (+)}

35-39 歳女子初婚率 = f {35-39 歳女子失業率 (+), 過去の結婚履歴 (-), 35-39 歳女子非正規賃金 (+)}

※ 上記の () 内は符号条件を表す。

参考文献

池本美香 (2006) 「わが国における政策オプション」 樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編 『少子化と日本の経済社会：2つの神話と1つの真実』 日本評論社。

加藤久和 (2002) 「結婚と出生の将来予測」 社会保障審議会人口部会編 『将来人口推計の視点』 ぎょうせい。

樋口美雄・阿部正浩 (1999) 「経済変動と女性の結婚・出産・就業のタイミング」 樋口美雄・岩田正美編 『パネルデータからみた現代女性』 東洋経済新報社。

_____・酒井正 (2003) 「女性フリーターの増加要因とその後の生活への影響」 『家計・仕事・暮らしと女性の現在』 消費生活に関するパネル調査(第10年度)、55-69 ページ。

_____ (2005) 「フリーターのその後：就業・所得・結婚・出産」 『日本労働研究雑誌』 第535号、29-41 ページ。

増田幹人 (2006a) 「女性の就業形態の変化を考慮した出生率モデルのシミュレーション分析」 『少子化関連施策の効果と出生率の見通しに関する研究』 厚生労働科学研究政策科学推進研究事業報告書、27-36 ページ。

_____ (2006b) 「第2子以上を考慮に入れた出生のモデルシミュレーション」 『人口学研究』 第38号、57-72 ページ。

Becker, G. S. (1973) "A Theory of Marriage : Part1," *Journal of Political Economy*, Vol. 81, pp. 813-846.

2. 有配偶女子労働力率の変化と結婚・出産の機会費用：マクロデータによる試算

守泉 理恵

はじめに

1. 本稿で試算する機会費用のとらえ方について
2. データと機会費用の算出方法
3. 機会費用の試算結果
4. 結婚・出産の機会費用による社会的損失の試算
5. 有配偶女子労働力率の変化と機会費用：シナリオ別シミュレーション
6. 結婚・出生行動と機会費用軽減に関する考察
7. まとめ

はじめに

現在、我が国の女性は、専業主婦の無償の家庭内労働に配慮する、あるいは女性を家計補助者として低収入のままであることを有利とするような税・社会保障制度や、就業環境の悪さから、子どもを持ち、家庭と仕事を両立させて暮らしていくという選択肢を選び取ることが厳しい状況にある。その結果として、第1子出産までに7~8割の有配偶女性が仕事を辞め、再就業する場合は、時間はある程度自由になるが、労働条件の悪いパート労働が大半という現実を生み出している¹。日本では、「子どもが小さいうちは母親が手をかけて育てるべき」という規範が他の先進諸国に比べて強いといわれ²、結婚・出産で退職する女性の中には、みずから進んで辞める女性も少なからずいると思われる。しかし、労働力調査や就業構造基本調査などで調べられている就業希望者統計を見ると、25~34歳の非労働力人口に区分される女性のうち、約4割は仕事につきたいと思っており、現在の女性の低い就業継続率が、必ずしも女性個人の考えだけで生み出されているとはいえないだろう。

このように結婚や出産を理由として、それまで従事していた賃金を伴う仕事を辞めたり、フルタイムの仕事からパート等の非正規就業へ移行したりした時には、「結婚・出産の機会費用」が発生する。結婚・出産で退職したり、賃金の低い仕事に移ったりしなければ得られたであろう所得を費用とみなすのである。この機会費用は、結婚の価格、子どもの価格の一部を構成するのであり、機会費用の高額化は未婚化・晩婚化・非婚化や、晩産化・少子化といった結婚・出生行動の変化に大きく寄与しているのではないかと議論されている³。

この結婚・出産の機会費用は、通常女子賃金を用いて計算される。一人の女性が生涯を通じてどのくらいの機会費用を被ることになるのか、という問題については、これまでにいくつかの先行研究が発表されている。

マクロの年齢別賃金データを用い、一定のモデルケースを想定して行う試算は、旧経済企画庁発行の『国民生活白書』（平成9年版）で示されて以来、政府省庁の白書類を中心に

¹ 今田(1996); 新谷(1998); 永瀬(1999); 岩澤(2004); 守泉(2005).

² 内閣府男女共同参画局(2005) 参-7ページ.

³ Joshi(1990); 井口・西村(2002).

発表されてきた。例えば内閣府(2005)では、大卒女性を想定したケースで、一貫就業した場合と比べて、育児休業を取得して働き続けた場合は機会費用が1,910万円であるのに対し、一度仕事を辞めて正社員で再就職した場合は約5,880万円、パート再就職型では約2億2,700万円の機会費用が発生すると推計している⁴。

マイクロデータを使う方法による研究⁵は、国内外で一連の成果がある⁶。例えば、先進欧米諸国の機会費用との国際比較を行った井口・西村(2002)では、日本女性の機会費用は子ども一人だと6,361万円で、無子の女性に比べ所得の逸失率は70%以上になるとしている。また、日本の機会費用は諸外国に比べて大きいことを明らかにした。この原因として、結婚・出産で仕事を中断した後、再就職するまでの期間が長いこと、再就職時の主な就業形態がパート労働であること、税制における所得制限(配偶者控除等)のため労働供給を抑制する傾向があることの3点を指摘している。

このように、女性一人が生涯に被る結婚・出産の機会費用については、具体的な金額の試算を含め、先行研究において様々な議論が展開されてきている。上述のように、機会費用の試算では、その金額は莫大なものであることが分かる。ということは、マクロ的観点でも、毎年、結婚や出産によって仕事を辞めたり、パート労働に移ったりした女性たちが稼ぐはずだった所得が多く失われていることになる。これは、当の女性たちが生涯所得の逸失という形で損失を被るだけの問題ではなく、その失われた分の所得から発生するはずであった国全体の消費や貯蓄、税収もが失われていることになる。つまり、女性たちが結婚や出産により働く機会を失ったことは、社会的にも大きな経済的損失を発生させていると考えられる。この問題を明らかにするためには、単年度での機会費用の推計が必要である。こうした考え方による機会費用の推計について、「結婚・出産の機会費用」という観点では先行研究は見当たらない⁷。

そこで本稿は、結婚・出産の機会費用と、その経済的損失が年単位でどのくらい発生しているのか明らかにするため、マイクロデータを用いて試算を行った。そして、現状を明らかにした上で、今後女性の労働力化が進んだ場合、どのくらいこれらの機会費用が軽減されるかについて、いくつかシナリオを設定して試算した。

なお、本稿は厚生労働科学研究費(政策科学推進研究事業)「少子化関連施策の効果と出生率の見通しに関する研究」において助成を受けて行った研究である。

⁴ ある年の年齢別賃金プロファイルにしたがって定年まで賃金を得ると仮定し、定年まで一貫して正規就業した場合の生涯賃金を基準に、様々な結婚・出産年齢、就業/再就業年齢、フルタイム・パートタイムの別、職種等を想定したシナリオ別の生涯賃金と比較して機会費用を算定するという方法。内閣府(2005)では、モデル大卒女性は、22歳で就職、28歳で第1子出産、31歳で第2子を出産すると仮定。退職の場合は第1子出産時に退職し、再就職する場合は、第2子が満6歳となった37歳で復帰するとしている。

⁵ 調査の個票データを用いて賃金関数、就業確率関数を推定し、各年齢の女性の就業確率をつなぎ合わせて作った年齢別就業割合をもとに、推定された賃金関数を使って生涯賃金を求め、子どもを持たず一貫就業した女性の生涯賃金と子どもを持った女性の生涯賃金の差を機会費用として算出する方法。

⁶ Joshi(1990; 1998), Hugh, Joshi and Peronaci(2000), Nishimura(2000), 井口・西村(2002)。

⁷ 介護費用の研究では、在宅介護の費用計算において「介護の機会費用」を考慮している。この場合、介護時間に女子パートや介護職の市場賃金を掛けて、該当年に発生した介護の機会費用を推計している(八代他(1996)など)。また、本研究と近似する視点で行われ、参考にした先行研究として、フリーターの増加がもたらす社会的損失を推計した丸山(2004)がある。この研究では、フリーターと正社員の賃金格差に着目し、2003年にフリーターが正社員になれないことで発生した社会的損失を推計している。

1. 本稿で試算する機会費用のとらえ方について

実際の試算へ入る前に、本稿で用いる機会費用の概念について整理しておく。結婚・出産の機会費用を論じる時、正規雇用の仕事を定年まで続けた時の累計所得がその女性の持つ最大潜在所得であるとみなされる。そして、退職や正規職以外の仕事への身分異動に伴ってその賃金カーブから外れた場合、正規勤続の賃金カーブと、異動後の賃金カーブの差額が機会費用として計算される。これは、女性一人ひとりの生涯を通じた視点で論じる考え方であり、その女性のもつ稼得力により機会費用金額も異なってくる。さらに、60歳未満のうちどのくらいの所得を得ていたかによって年金額も変わってくるため、厳密には、その女性が死亡した時点で、結婚や出産により実際にどのくらい所得を逸失したのか判明する。こうした女性一人ひとり(ミクロ)のライフコースの観点でとらえる累計機会費用額は、ここでは便宜上、「生涯機会費用」と呼ぶことにする。

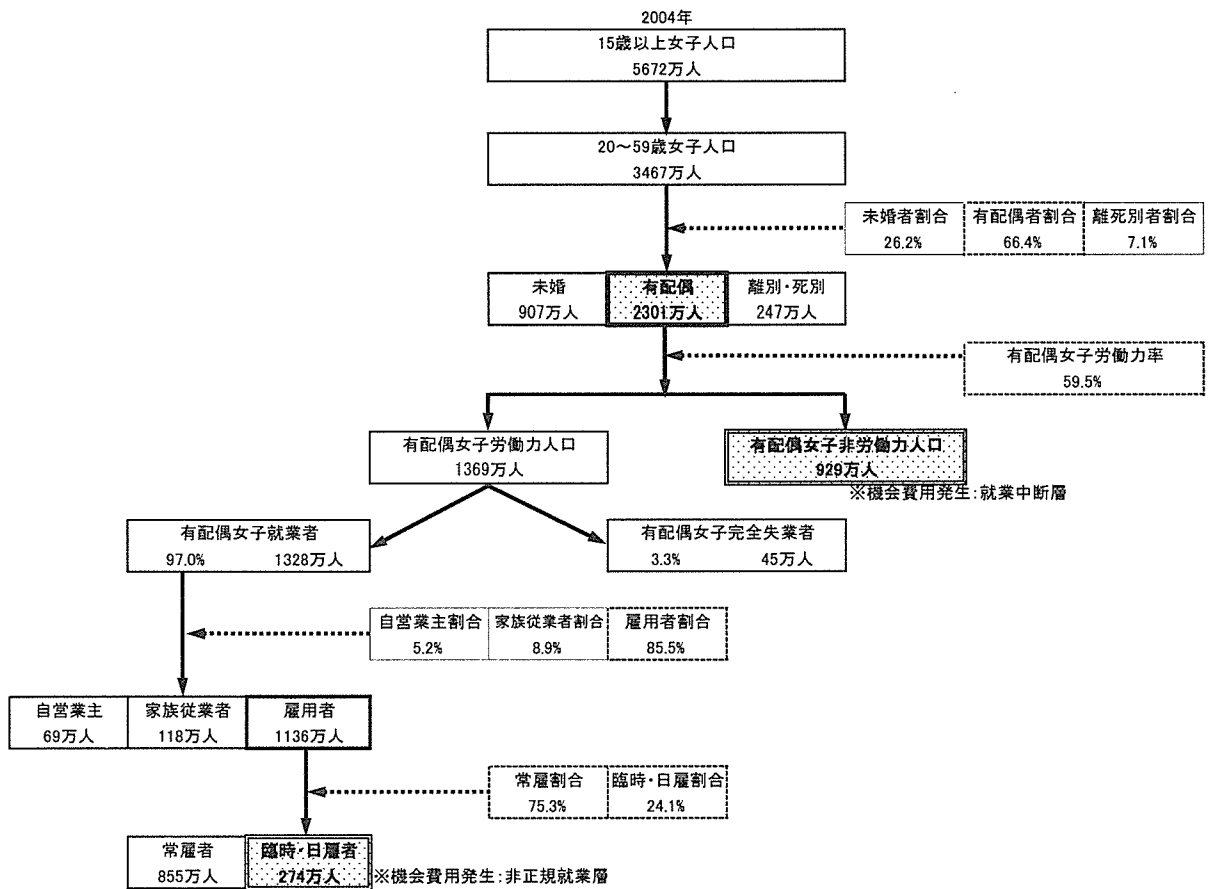
しかし、女性が働かないことによるマクロ的な損失を把握するためには、新しい見方を取り入れる必要がある。毎年、年齢別の女子労働力状態は官庁統計により知ることができるが、非労働力人口および雇用者のうち臨時・日雇の就業人口は、正規雇用についていないという点で、現在機会費用を被っている層であるといえる⁸。そこで、「生涯機会費用」に対して「時点機会費用」という考え方を導入した。これは、ピリオドで見た機会費用というものである。現在、機会費用を被っている層の人たちが仮に働き続けていたら、その時点(年)で得られたであろう所得(=逸失額)を全員分積み上げて、一国の「時点」機会費用とするのである。以下、本稿における「機会費用」はこのマクロの「時点機会費用」を意味することとする。

2. データと機会費用の算出方法

結婚・出産の時点機会費用を算出するためには、どの人口グループでそれが発生しているのかを決める必要がある。本研究では、『労働力調査』(総務省統計局)における20~59歳の有配偶女性の労働力状態データのうち、非労働力人口を結婚・出産で仕事を辞めたグループとみなし、雇用者の中の臨時雇・日雇人口を非正規就業に移ったグループとみなした。図1は、女性の労働力人口構造におけるこれらのグループの位置づけを示している。本稿において中心的に扱う2004年時点のデータで労働力状態を整理した。

⁸ さらに、常雇の中でも、いったん退職して再就職した勤続年数の短い女性は機会費用を被っている層であるといえるが、『労働力調査』の公表集計表からでは推定が難しいため捨象する。同じく、年金の逸失についても捨象する。

図1 結婚・出産の機会費用推計：概念図（2004年）



注) 各カテゴリにおける不詳サンプル数は表記を省略。ただし割合の計算にはこれを含む。

出所：総務省統計局『労働力調査年報』（平成16年）より作成。

2004年の15歳以上女子人口は5,672万人であり、そのうち20～59歳の有配偶女子人口は3,467万人である。この有配偶女子人口のうち、労働力人口は1,369万人（労働力率59.5%）で、非労働力人口は929万人いる。この非労働力人口が「就業中断層」と想定される。また、労働力人口のうち、就業者は1,328万人であり、うち85.5%は雇用者である。この雇用者のうち、農林業従事者を除く1,129万人が非農林業の雇用者であり、うち855万人（75.3%）が常雇者、274万人（24.4%）が臨時雇・日雇者である。この「臨時雇・日雇」人口が「非正規就業層」とする。就業中断層と非正規就業層の2群の人口数と、女子賃金のデータを用いて、結婚・出産の機会費用の試算を行う⁹。

本稿において用いたデータの出所は、次の通りである。

- ・ 有配偶女子非労働力人口、臨時雇・日雇人口：『労働力調査』（総務省統計局）
- ・ 女子常用労働者、短時間労働者の賃金（学歴・産業計）：『賃金構造基本統計調査（賃金センサス）』（厚生労働省）
- ・ 平均消費性向：『家計調査』（総務省統計局）

⁹ 農林業従事者のうち、雇用者の内訳（常雇・臨時・日雇人口）は、『労働力調査』の公表データからとることができないので、ここでは考慮していない。

3. 機会費用の試算結果

『賃金センサス』（平成 17 年版，データは平成 16 年について）の年齢別月額賃金データ，および同調査平成 18 年版の賞与データ（平成 16 年に受け取った額）を用いて，結婚・出産の機会費用の試算を行なった．その結果は表 1 に示してある．

表 1 結婚・出産の機会費用：2004 年

項目	総数	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
1 有配偶非労働力女子人口(万人)	929	23	88	169	147	106	96	132	168
2 女子正職員推定年収(円)		2,557,400	3,081,200	3,409,300	3,666,800	3,668,300	3,620,800	3,497,400	3,428,600
3 無職による逸失所得(万円) 1×2	2,181,593,700	58,820,200	271,145,600	576,171,700	539,019,600	388,839,800	347,596,800	461,656,800	576,004,800
4 有配偶女子臨時雇・日雇人口(万人)	274	4	16	29	39	47	49	50	40
5 パート推定年収(円)		1,047,621	1,327,629	1,218,286	1,177,648	1,183,768	1,205,746	1,228,368	1,251,253
6 正職員年収－パート年収(円) 2－5		1,509,779	1,753,571	2,191,014	2,489,152	2,484,532	2,415,054	2,269,032	2,177,347
7 パートによる逸失所得(万円) 4×6	630,368,735	6,039,117	28,057,133	63,539,399	97,076,928	116,773,023	118,337,626	113,451,620	87,093,888
8 無職＋パートの逸失所得(万円) 3＋7	2,811,962,435	64,859,317	299,202,733	639,711,099	636,096,528	505,612,823	465,934,426	575,108,420	663,098,688
9 2004年日本総人口(千人)	127,687								
10 1人当たり逸失所得(万円) 8/(9*1000)	22.0								

出所：総務省統計局『労働力調査年報』（平成 16 年）、『平成 16 年 10 月 1 日現在推計人口』および厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（平成 16 年、17 年）のデータを用いて筆者計算。

20～59 歳有配偶女子・非労働力人口はまったく仕事をしていないので，賃金センサスから算出された年齢別女子常用労働者（以後，「正職員」と表記）の推定年収¹⁰を掛けて逸失所得を試算した．20～59 歳合計で，約 21.8 兆円である．一方，有配偶女子の臨時雇・日雇人口は収入を得ている．よって，上述した女子正職員推定年収から短時間労働者（以後，「パートまたはパート労働者」と表記）の推定年収¹¹を差し引き，その差額を機会費用とみなした．その結果，パート労働による逸失所得は合計約 6.3 兆円である．無職とパートの逸失所得を合計すると，2004 年に約 28.1 兆円の結婚・出産の機会費用が発生したと推定される．結婚・出産で女性が正規就業から外れ，家庭で無償の家事・育児労働に従事することは，28.1 兆円という莫大な額の逸失所得を生み出している．これを 2004 年の日本の総人口 1 億 2,768 万 7 千人¹²で割り算すると，国民一人当たり逸失所得は 22.0 万円となる．

4. 結婚・出産の機会費用による社会的損失の試算

前節で試算した 28.1 兆円という機会費用について，その収入があれば発生したであろう税金，消費・貯蓄についても計算を行った．税金の計算にあたっては，逸失所得は給与所得とみなし，社会保険料は 2004 年 4 月時点の保険料率を適用して算出した．

4-1. 住民税収

住民税は，所得割と均等割の部分に分かれ，その合計額が徴収される．均等割は，都道府県民税 1,000 円，区市町村民税 3,000 円の計 4,000 円である．所得割部分については次

¹⁰ 正職員の推定年収＝所定内賃金×12＋年間賞与．

¹¹ パートの推定年収＝(1 時間当り賃金×1 日の平均労働時間×ひと月の平均労働日数)×12＋年間賞与．

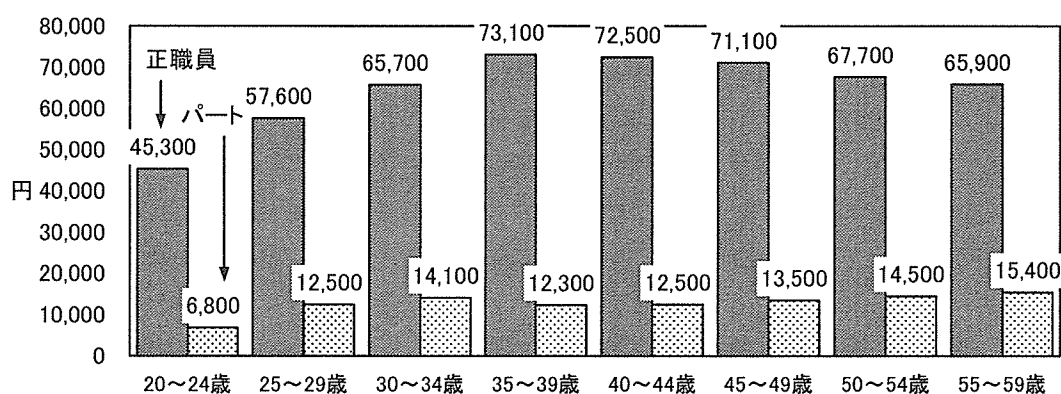
¹² 総務省統計局「平成 16 年 10 月 1 日現在推計人口」より．

の式で求めた。15%の定率減税は、1999年税制改正で決まったものである。

$$\text{住民税(所得割)} = \{ \text{収入金額} - \text{給与所得控除} - (\text{基礎控除} + \text{社会保険料}) \} \times \text{住民税(所得割)率} \times \text{定率減税(15\%)}$$

図2では、正職員とパートタイム労働者それぞれの税額を示している。正職員とパート労働者を比較すると、年収の差を反映して、収める税額には大きな格差がある。正職員の住民税額が45,300～73,100円であるのに対し、パート労働者6,800円～15,400円ほどである。

図2 正職員とパートタイム労働者の住民税納税額



出所：総務省統計局『労働力調査年報』（平成16年）、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（平成16年、17年）のデータを用いて筆者計算。

こうした個々の女性の差を積み上げて、国全体としての逸失税収を計算したのが表2である。これによると、非労働力人口に由来する逸失住民税収が6,247億円、パート労働人口に由来する分は1,506億円、合計7,754億円である。住民税個人分の平成16年度決算額7兆7,282億700万円¹³対し、この逸失住民税収額は10.0%に相当する。

表2 逸失住民税収

項目	総数	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
20～59歳非労働力人口(有配偶・万人)	929	23	88	169	147	106	96	132	168
20～59歳正職員住民税(円)		45,300	57,600	65,700	73,100	72,500	71,100	67,700	65,900
失われた住民税収(億円)	6,247.8	104.2	506.9	1,110.3	1,074.6	768.5	682.6	893.6	1,107.1
20～59歳臨時雇・日雇人口(有配偶・万人)	274	4	16	29	39	47	49	50	40
20～59歳正職員住民税(円)		45,300	57,600	65,700	73,100	72,500	71,100	67,700	65,900
20～59歳パートタイム労働者住民税(円)		6,800	12,500	14,100	12,300	12,500	13,500	14,500	15,400
正職員とパートの住民税差額(円)		38,500	45,100	51,600	60,800	60,000	57,600	53,200	50,500
失われた住民税収(億円)	1,506.6	15.4	72.2	149.6	237.1	282.0	282.2	266.0	202.0
失われた住民税収・総額(億円)	7,754.4	119.6	579.0	1,260.0	1,311.7	1,050.5	964.8	1,159.6	1,309.1

出所：図2に同じ。

¹³ 総務省『地方財政白書』平成18年版より。

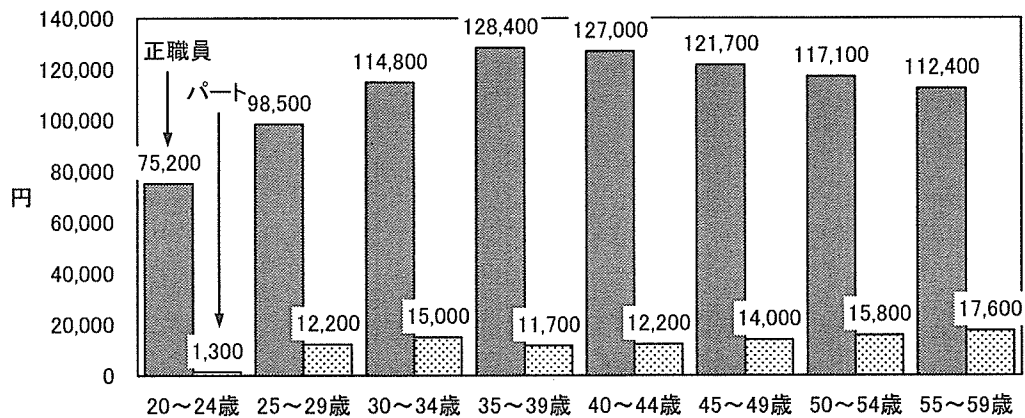
4-2. 所得税収

所得税は次の式で求められる。住民税と同じく 1999 年税制改正以降、定率減税が行なわれており、その率は 20%である。

$$\text{所得税} = \{ \text{収入金額} - \text{給与所得控除} - (\text{基礎控除} + \text{社会保険料}) \} \times \text{所得税率} \times \text{定率減税}(20\%)$$

図 3 は、正職員とパート労働者の所得納税額について示している。所得税は住民税より税率が高いため、正職員とパート労働者の格差は大きくなっている。正職員がおおよそ 75,200～128,400 円納めているのに対し、パート労働者は 1,300～18,000 円の負担となっている。

図 3 正職員とパート労働者の所得税納税額



出所：図 2 に同じ。

国全体の逸失所得税収については、表 3 に示している。非労働力人口に由来する逸失所得税収が 1 兆円、パート労働人口に由来する分が 2,865 億円で、合計 1.3 兆円となっている。平成 16 年度決算の所得税収（申告＋源泉）は 14 兆 6,704 億 9,800 万円であり¹⁴、逸失所得税収は 9.3%に当たる。

表 3 逸失所得税収

項目	総数	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
20～59歳非労働力人口(有配偶・万人)	929	23	88	169	147	106	96	132	168
20～59歳正職員所得税(円)	0	75,200	98,500	114,800	128,400	127,000	121,700	117,100	112,400
失われた所得税収(億円)	10,815.9	173.0	866.8	1,940.1	1,887.5	1,346.2	1,168.3	1,545.7	1,888.3
20～59歳臨時雇・日雇人口(有配偶・万人)	274	4	16	29	39	47	49	50	40
20～59歳正職員所得税(円)	0	75,200	98,500	114,800	128,400	127,000	121,700	117,100	112,400
20～59歳パートタイム労働者所得税(円)	0	1,300	12,200	15,000	11,700	12,200	14,000	15,800	17,600
正職員とパートの所得税差額(円)	0	73,900	86,300	99,800	116,700	114,800	107,700	101,300	94,800
失われた所得税収(億円)	2,865.2	29.6	138.1	289.4	455.1	539.6	527.7	506.5	379.2
失われた所得税収・総額(億円)	13,681.1	202.5	1,004.9	2,229.5	2,342.6	1,885.8	1,696.1	2,052.2	2,267.5

出所：図 2 に同じ。

¹⁴ 国税庁ホームページ「統計情報」より。 <http://www.nta.go.jp/category/toukei/tokei.htm>

4-3. 社会保険料収入

非労働力人口はもちろん、パート労働者も推定年収は25～29歳層以外130万円未満である。これらの有配偶女性は、大半が年金保険は第3号被保険者、医療保険は夫の企業の健康保険組合に被扶養者として加入していると想定でき、社会保険料の自己負担はゼロとなっている。そこで、正職員が支払っている社会保険料との格差を見ることで、国全体での逸失社会保険料収入を試算した。試算結果は表4の通りで、総額で5.1兆円の逸失が見込まれることが分かった。

表4 逸失社会保険料収入

項目	総数	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
正職員・社会保険料控除総額(年間・円)		306,813	384,382	422,894	436,331	449,879	445,348	437,917	432,117
標準報酬月額(所定内)		190,000	220,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
健康保険料(+介護保険料)		7,790	9,020	9,840	9,840	10,908	10,908	10,908	10,908
厚生年金保険料		12,901	14,938	16,296	16,296	16,296	16,296	16,296	16,296
標準報酬月額(賞与)		331,000	548,000	618,000	694,000	681,000	656,000	615,000	583,000
健康保険料(+介護保険料)		13,571	22,468	25,338	28,454	30,951	29,815	27,952	26,497
厚生年金保険料		44,950	74,418	83,924	94,245	92,480	89,085	83,517	79,171
パート・社会保険料控除総額(年間・円)		0	143,977	0	0	0	0	0	0
20～59歳非労働力人口(有配偶・万人)	929	23	88	169	147	106	96	132	168
20～59歳臨時・日雇人口(有配偶・万人)	274	4	16	29	39	47	49	50	40
失われた社会保険料収入(億円)	51,383.5	828.4	3,767.2	8,373.3	8,115.8	6,603.2	6,457.5	7,970.1	8,988.0

出所：図2に同じ。

4-4. 消費税収

4-1～3で算出した住民税，所得税，社会保険料の試算結果と、『家計調査』（平成16年）の勤労世帯の世帯主年齢別平均消費性向を用い，消費支出額を計算して，消費税収を求めた。ただし，パート労働者の所得は家計補助目的と考え，平均消費性向は1として計算を行なった。

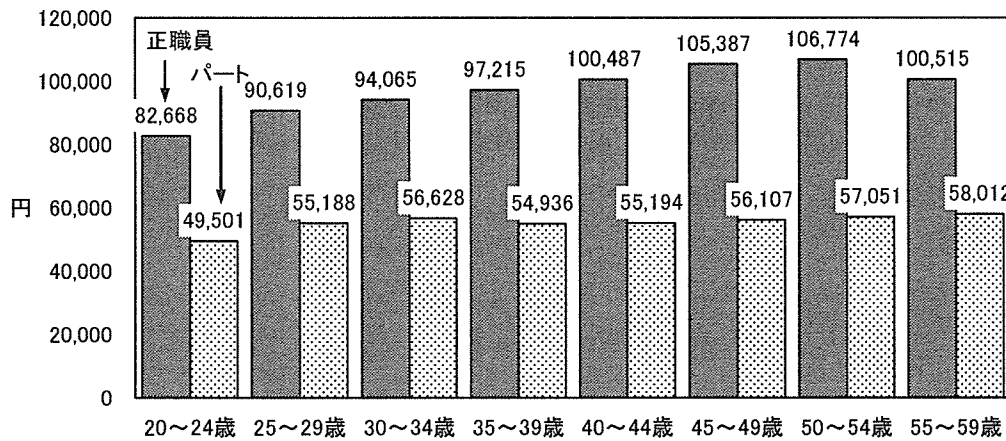
消費税額は，国税・地方税分を合わせて，具体的には次の式により算出した。

$$\text{消費税} = \{ \text{収入金額} - \text{非消費支出}(\text{税金} + \text{社会保険料}) \} \times \text{消費性向} \times 0.05 / (1 + 0.05)$$

正職員とパート労働者の消費状況を見比べると（図4），収入の差の分，パート労働者の消費は減少しているのが分かる。しかし，税収等よりその格差は少なく，パート労働者の試算納税額は正職員納税額の約5～6割程度となっている。

逸失消費税を計算すると，表5の結果から分かるように，非労働力人口に由来するものが9,181億円，パート労働者に由来するものが1,216億円である。両者を合計すると，2004年の逸失消費税額は1兆397億円となる。

図4 正職員とパート労働者の消費税納税額



出所：総務省統計局『労働力調査年報』（平成16年）、『家計調査年報』および厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（平成16年、17年）のデータを用いて筆者計算。

表5 逸失消費税収

項目	総数	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳
20~59歳非労働力人口(有配偶・万人)	929	23	88	169	147	106	96	132	168
正職員可処分所得(万円)		213.0	254.1	280.6	302.9	301.9	298.3	287.5	281.8
正職員平均消費性向(世帯主年齢別)	0.744	0.815	0.749	0.704	0.674	0.699	0.742	0.780	0.749
20~59歳正職員消費税(円)		82,668	90,619	94,065	97,215	100,487	105,387	106,774	100,515
失われた消費税収(億円)	9,181.3	190.1	797.4	1,589.7	1,429.1	1,065.2	1,011.7	1,409.4	1,688.7
20~59歳臨時雇・日雇人口(有配偶・万人)	274	4	16	29	39	47	49	50	40
パート労働者可処分所得(万円)		104.0	115.9	118.9	115.4	115.9	117.8	119.8	121.8
パート平均消費性向(世帯主年齢別)		1	1	1	1	1	1	1	1
20~59歳正職員消費税(円)		82,668	90,619	94,065	97,215	100,487	105,387	106,774	100,515
20~59歳パートタイム労働者消費税(円)		49,501	55,188	56,628	54,936	55,194	56,107	57,051	58,012
正職員とパートの消費税差額(円)		33,167	35,431	37,437	42,280	45,293	49,280	49,723	42,503
失われた消費税収(億円)	1,216.4	13.3	56.7	108.6	164.9	212.9	241.5	248.6	170.0
失われた消費税収・総額(億円)	10,397.7	203.4	854.1	1,698.3	1,594.0	1,278.0	1,253.2	1,658.0	1,858.7

出所：図4に同じ。

3.5. 消費・貯蓄と経済成長率

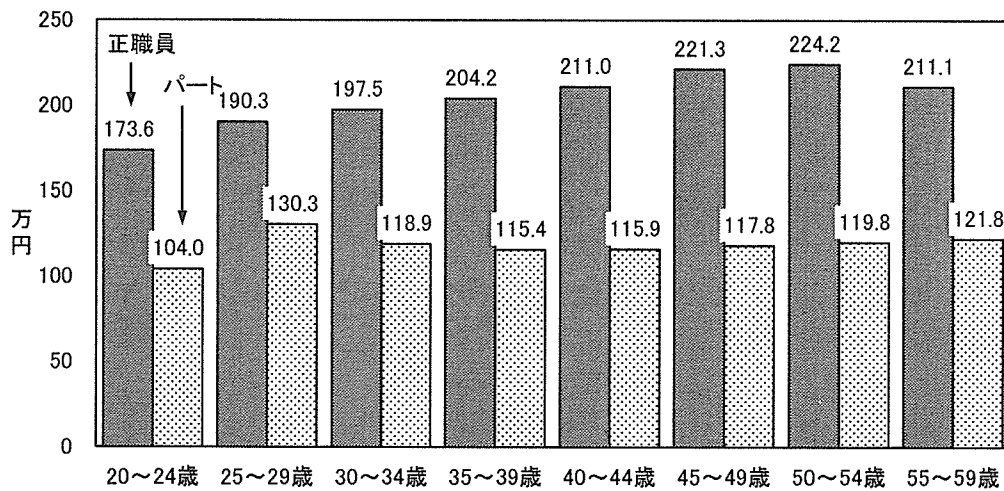
消費税計算の過程で算出された消費支出額を用いて、正職員とパート労働者の推定消費額と、正職員の推定貯蓄額、および2004年の逸失消費額・逸失貯蓄額を試算した。

消費額について、図5は正職員とパート労働者の格差を描いている。20~30歳代前半、および55~59歳では、正職員の消費額と比べてパートの消費額は6~7割程度であるが、それ以外の年齢層ではパートの消費は正職員の5割程度になっている。

年齢計の逸失消費額は、非労働力人口に由来するものが19.2兆円、パート労働者に由来するものが2.5兆円である。合計すると21.8兆円の消費が失われたことになる(表6)。一方、貯蓄は合計で9.3兆円の逸失となる(表7)。

この試算に基づき、GDP成長率へ寄与する消費について、逸失の潜在的影響を計算してみた。2004年の名目GDPは496兆505億円であり、失われた消費21.8兆円の名目GDP比は4.4である。結婚・出産の機会費用は、名目GDPを潜在的に4.4%pt押下げているとみなせる。

図5 正職員とパート労働者の消費額



出所：図4に同じ。

表6 逸失消費額

項目	総数	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳
20~59歳非労働力人口(有配偶・万人)	929	23	88	169	147	106	96	132	168
正職員平均消費性向(世帯主年齢別)	0.744	0.815	0.749	0.704	0.674	0.699	0.742	0.780	0.749
20~59歳正職員消費額(万円)		173.6	190.3	197.5	204.2	211.0	221.3	224.2	211.1
失われた消費(億円)	192,807.1	3,992.8	16,746.4	33,383.5	30,010.4	22,368.4	21,246.0	29,597.7	35,461.8
20~59歳臨時雇・日雇人口(有配偶・万人)	274	4	16	29	39	47	49	50	40
パート労働者可処分所得(万円)		104.0	115.9	118.9	115.4	115.9	117.8	119.8	121.8
パート平均消費性向(世帯主年齢別)		1	1	1	1	1	1	1	1
20~59歳正職員消費額(万円)		173.6	190.3	197.5	204.2	211.0	221.3	224.2	211.1
20~59歳パートタイム労働者消費額(万円)		104.0	130.3	118.9	115.4	115.9	117.8	119.8	121.8
正職員とパートの消費差額(万円)		69.7	60.0	78.6	88.8	95.1	103.5	104.4	89.3
失われた消費(億円)	25,313.9	278.6	960.1	2,279.9	3,462.7	4,470.4	5,070.9	5,220.9	3,570.3
失われた消費・総額(億円)	218,121.0	4,271.4	17,706.5	35,663.4	33,473.1	26,838.8	26,316.9	34,818.7	39,032.0

出所：図4に同じ。

表7 逸失貯蓄額

項目	総数	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳
20~59歳非労働力人口(有配偶・万人)	929	23	88	169	147	106	96	132	168
20~59歳正職員貯蓄額(万円)		39.4	63.8	83.1	98.7	90.9	77.0	63.2	70.7
失われた貯蓄(億円)	72,321.4	906.4	5,611.9	14,036.3	14,515.4	9,632.2	7,387.4	8,348.1	11,883.7
20~59歳臨時雇・日雇人口(有配偶・万人)	274	4	16	29	39	47	49	50	40
20~59歳正職員貯蓄額(万円)		39.4	63.8	83.1	98.7	90.9	77.0	63.2	70.7
20~59歳パートタイム労働者貯蓄額(万円)		0	0	0	0	0	0	0	0
正職員とパートの貯蓄差額(万円)		39.4	63.8	83.1	98.7	90.9	77.0	63.2	70.7
失われた貯蓄(億円)	21,470.7	157.6	1,020.4	2,408.6	3,851.0	4,270.9	3,770.7	3,162.2	2,829.5
失われた貯蓄・総額(億円)	93,792.1	1,064.0	6,632.3	16,444.9	18,366.5	13,903.0	11,158.1	11,510.2	14,713.2

出所：図4に同じ。

5. 有配偶女子労働力率の変化と機会費用：シナリオ別シミュレーション

日本における少子化対策は、1994~99年のエンゼルプランに始まり、2000~04年の新エンゼルプランを経て、2005年4月からは新新エンゼルプラン(子ども・子育て応援プ